

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置

本計画における重点区域は、重要文化財をはじめとする文化財が数多く集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、特に歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策が必要であり、施策を一体的に推進することで歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる区域を設定する。

本町の維持向上すべき歴史的風致は、前述のとおり 12 の歴史的風致が息づいており、その中でも本町の中心的な存在であり古くから信仰を集める霊峰「英彦山」には、「柱松神事にみる歴史的風致」と「御潮井採りにみる歴史的風致」、「御田祭にみる歴史的風致」、「神幸祭にみる歴史的風致」、「彦山踊りにみる歴史的風致」、「英彦山詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致」、「神幸祭（豊前坊丑日祭）にみる歴史的風致」「豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致」の 8 つの歴史的風致が息づいている。これらの歴史的風致は、修験道の興隆により形成された英彦山神宮奉幣殿をはじめとする様々な社殿や、門前町の宿坊等の歴史的建造物等を共通の活動舞台として、松会祈年祭や英彦山権現講による英彦山詣で、採燈護摩供等の活動が地域の人々により脈々と受け継がれている。

一方、本町の中心地である添田本町には「添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致」が息づいている。添田本町は、英彦山への往来により形成された平野部の日田道沿いに、往時の面影を残す町家等の歴史的建造物が、岩石城の城下町として形成された町割りと共に継承されており、祇園祭の流れを受け継いでいる独特の神幸祭が地域住民等により大切に受け継がれている。

また、英彦山の麓の津野や落合、野田の集落では、「英彦山水系と伝統芸能にみる歴史的風致」が息づいている。これらの集落には、旧英彦山神領である高木神社をはじめとする神社が地域により大切に守られてきており、これらの神社では、英彦山への感謝の念と畏敬の念を込めて、神楽や獅子楽等の伝統芸能が毎年奉納されている。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置等の施策展開や地域住民等の考えにより、これまで維持向上を図ってきたが、英彦山の社殿や宿坊、添田本町の伝統家屋等の減少、老朽化の進行、少子高齢化などに伴う地域コミュニティの衰退、神幸祭等の伝統的行事や神楽等の伝統芸能の後継者不足などにより、本町固有の歴史的風致が徐々に失われつつある。また、これらの歴史的風致は、情報発信不足などにより、町民のみならず他市町村から訪れる人々の認識も低下しており、その価値や継承する大切さを共有できていない。

そのため本計画では、これらの課題を解決するとともに、歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、歴史的風致が多く集積している「英彦山区域」と、本町の中心市街地である「添田本町等区域」を重点区域として設定する。これにより、重点的に施策を展開することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。

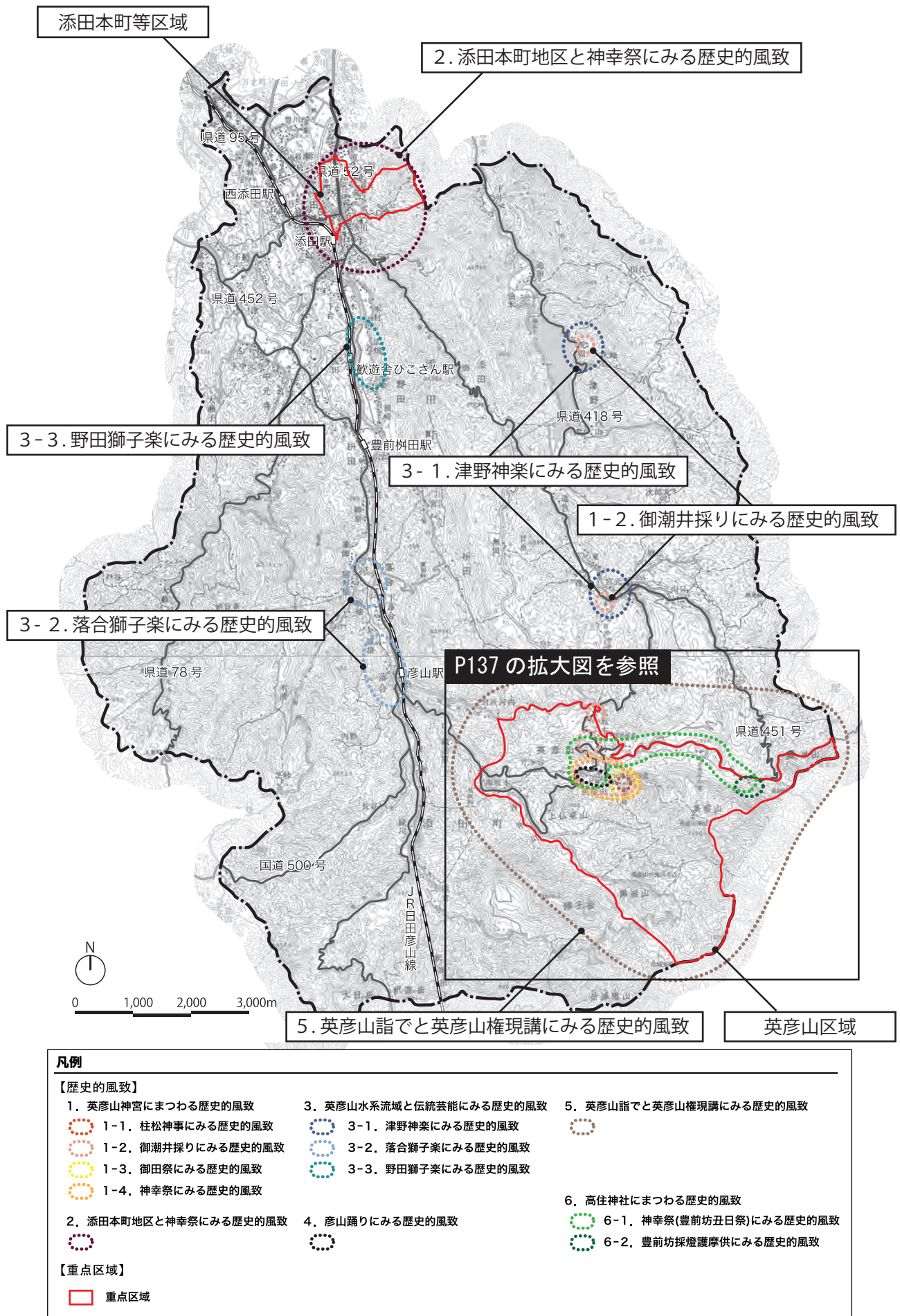


図 維持向上すべき歴史的風致と重点区域の関係

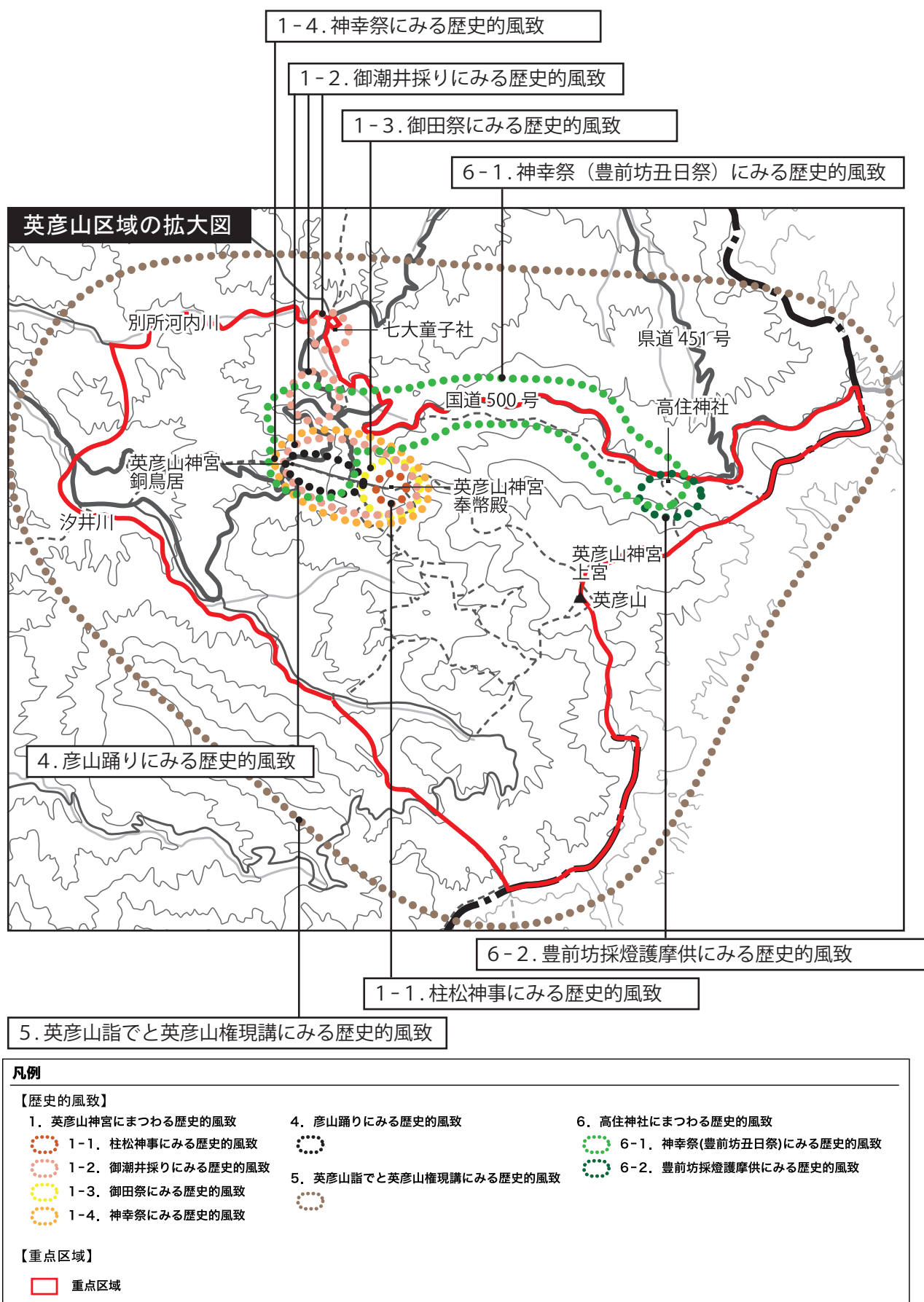


図 維持向上すべき歴史的風致と重点区域「英彦山区域」の関係

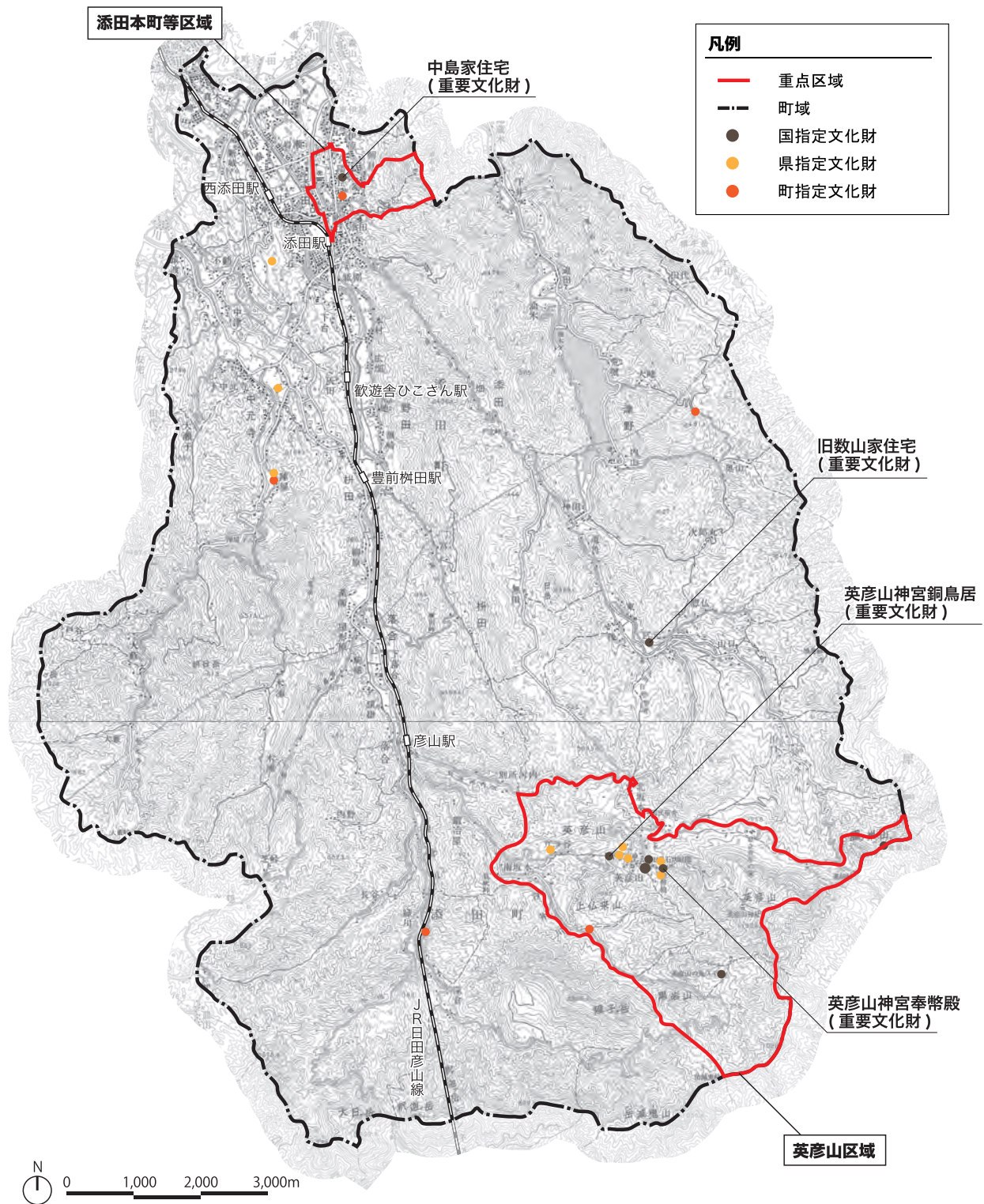


図 重点区域と指定文化財の関係

2. 重点区域の区域

(1) 英彦山区域

英彦山区域は、「柱松神事にみる歴史的風致」と「御潮井採りにみる歴史的風致」、「御田祭にみる歴史的風致」、「神幸祭にみる歴史的風致」、「彦山踊りにみる歴史的風致」、「英彦山詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致」、「神幸祭（豊前坊丑日祭）にみる歴史的風致」、「豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致」の8つの維持向上すべき歴史的風致が相互に重なり合う地域を重要な場所として設定する。

英彦山区域は、英彦山をはじめとする豊かな自然環境の中に、重要文化財の英彦山神宮銅鳥居から英彦山神宮奉幣殿を結ぶ英彦山神宮の参道と、その沿道に宿坊や土産屋、旅館等が建ち並ぶ門前町を共通の舞台として、柱松神事や御潮井採り、御田祭、神幸祭から成る松会祈年祭、英彦山権現講の英彦山詣でが今日まで受け継がれている。また、英彦山の北側に位置する高住神社では、護摩壇や参道の下に位置する旅殿までを往来する神幸祭が行われている。

これらの歴史的風致は、社殿や宿坊等の歴史的建造物の損傷が進行するとともに、参道沿いの石垣が近代的なよう壁となったり、石垣等の工作物の損傷が進行したり、上水用パイプ等の景観を阻害する要素が見られ、歴史的風致を感じにくくなっている。また、歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインが老朽化したり、未設置であることなどから、歴史的風致を認識することも困難な状況となっている。

そのため、区域の設定にあたっては英彦山神宮の参道を中心としつつ、英彦山の山頂に鎮座する英彦山神宮上宮や関連する歴史的建造物等を包含する区域とし、古くから英彦山としての地域のつながりを示す古地図『英彦山境界絵図』を参考に区域を設定する。

英彦山区域の区域は、北側を別所河内から北坂本へ至る道路と北坂本神社の敷地境界、南側へ至る県道 418 号、北坂本集落内の道路、ひこさんホテル和の敷地、国道 500 号を結ぶ区域とし、西側を別所河内から南坂本へ至る山林内を通る道路とし、南側を汐井川と登山道で結ぶ区域とし、東側を英彦山を中心とした尾根沿いとして、その区域を設定する。

名称 英彦山区域

面積 約 1,177.2ha

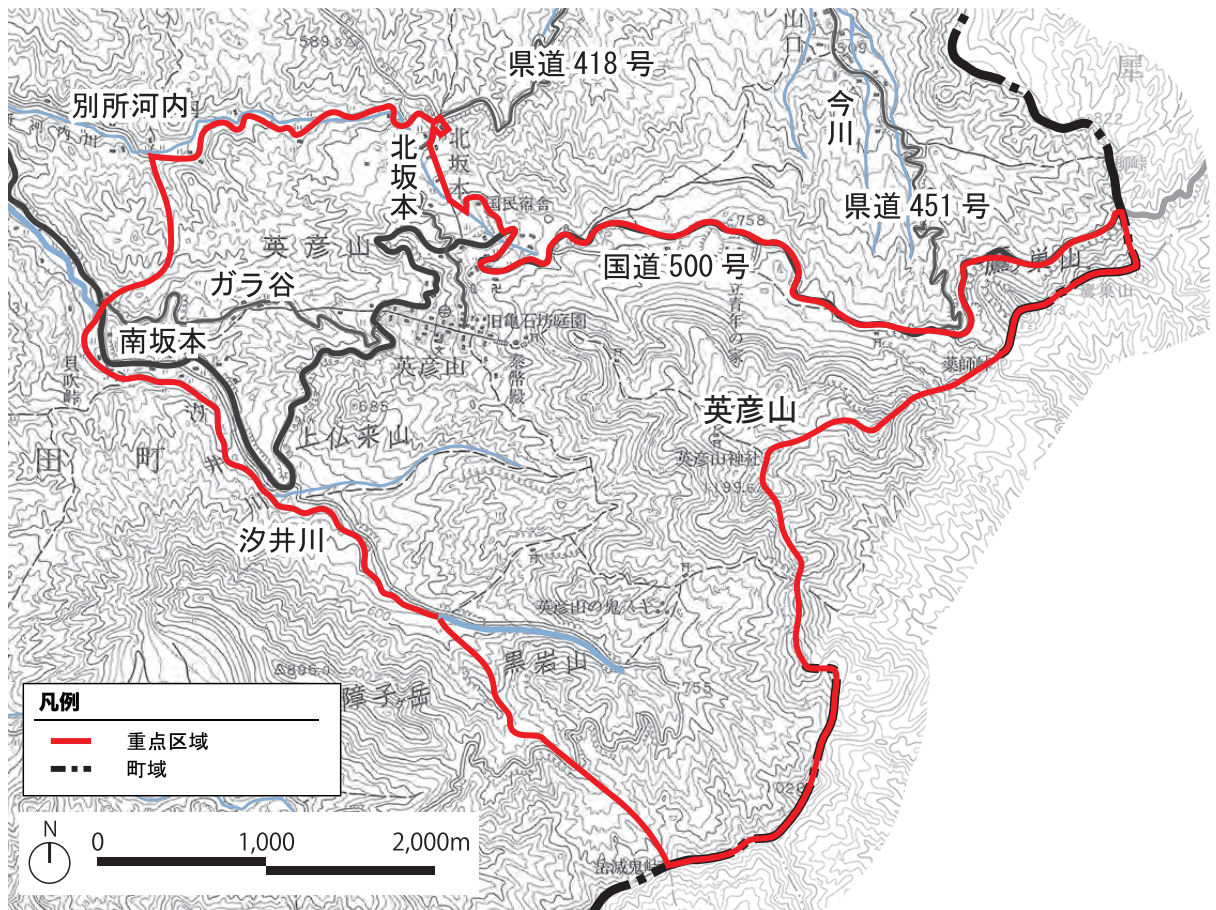


図 重点区域「英彦山区域」の範囲



図 重点区域「英彦山区域」の範囲と古地図『英彦山境界絵図』の関係

（２）添田本町等区域

添田本町等区域は、「添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致」が位置し、本町の中心市街地をなす地域を重要な場所として設定する。

添田本町等区域は、岩石城の城下町に端を発し、添田手永として現在の添田本町形成の礎となる町割りが形成され、主要街道に建ち並んだ町家のある町並みを活動舞台として、神幸祭が現在も受け継がれている。

この歴史的風致は、日田道沿いに立地する町家等の歴史的建造物の損傷が進行するとともに、伝統様式でない住宅が増加することで、歴史的な町並みが失われつつある。歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインが老朽化したり、未設置であることから、歴史的風致を認識することも困難となっている。また、岩石城の城下町として整備された歴史的背景などの認識が困難になっている。

そのため、区域の設定にあたっては日田道を中心としつつ、岩石城跡と城下町のまとまりを認識でき、白山神社等の社寺や神幸祭の経路を包含する区域とし、古くから添田本町としての地域のつながりを示す古地図『添田本町大絵図』を参考に区域を設定する。

添田本町等区域の区域は、北側を岩石山から下る登山道と清水川、日田道沿道に接する敷地背面の農地を含む敷地境界、道路を結ぶ区域とし、西側を岩瀬から添田駅へ至る道路と町役場を包含する道路、添田駅へ至る道路を結ぶ区域とし、南側を添田駅から添田公園へ至る道路と岩石山へ上る登山道を結ぶ区域とし、東側を行政界として、その区域を設定する。

名称 添田本町等区域

面積 約 124.3ha

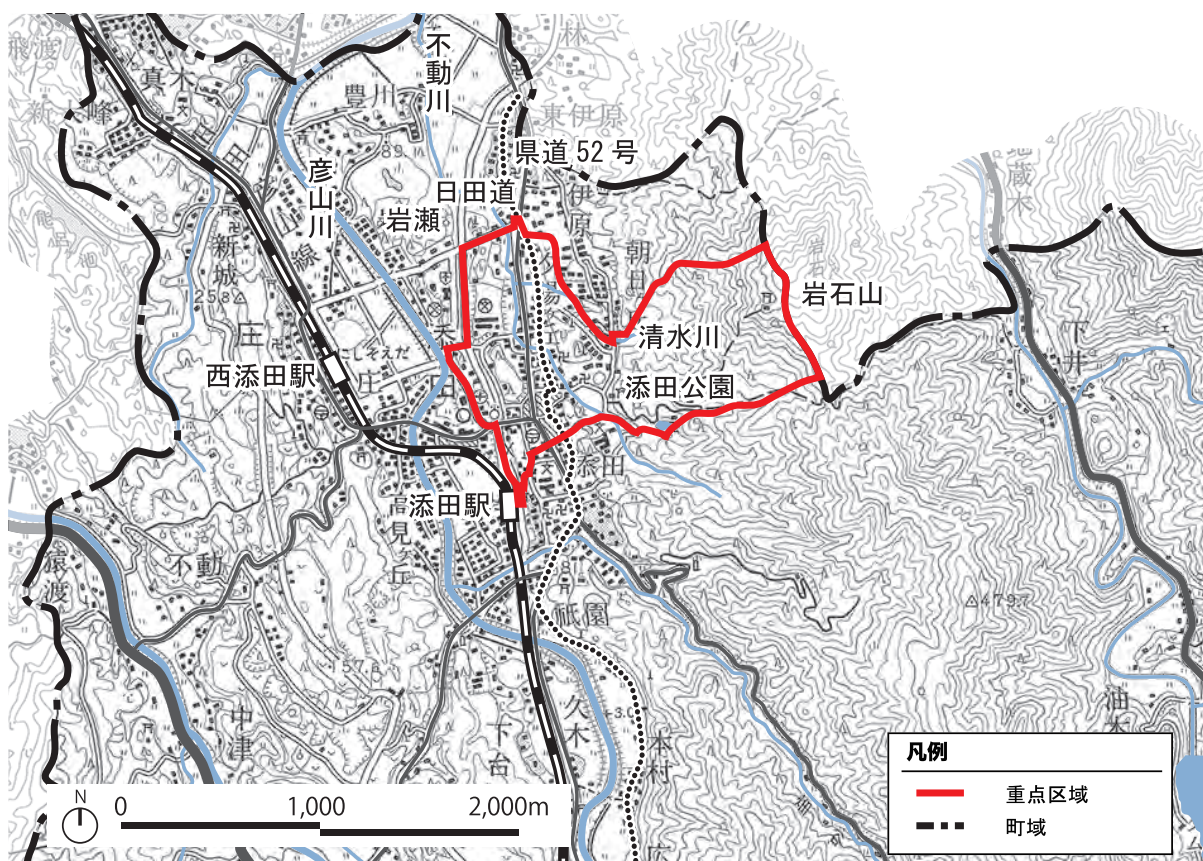


図 重点区域「添田本町等区域」の範囲

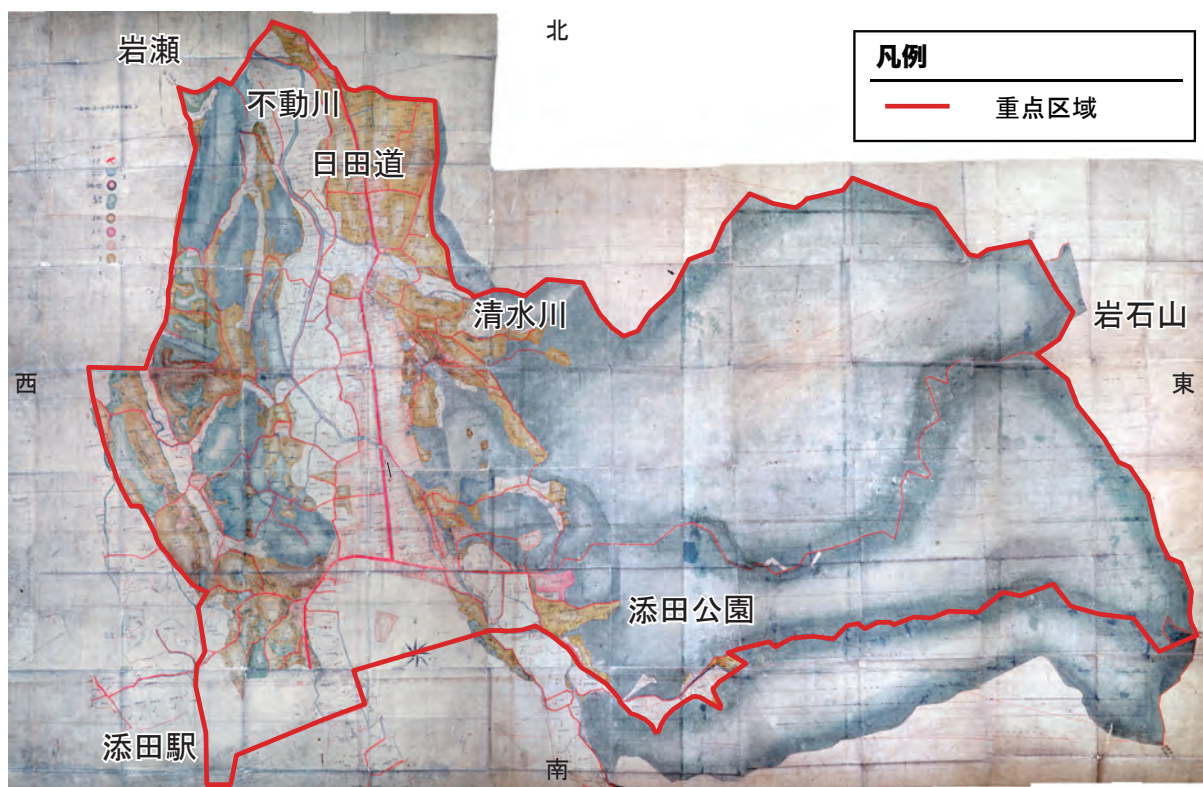


図 重点区域「添田本町等区域」の範囲と古地図『添田本町大絵図』の関係

3. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

本計画における重点区域は、本町のシンボルである「英彦山区域」と中心市街地である「添田本町等区域」の二つの区域である。

本町を代表するこの二つの重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境を一体的、かつ重点的に取組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、町外からの歴史的風致に対する評価が高まることが期待される。そして、歴史的風致の評価が高まることにより、町外から観光等を目的とした交流人口の増加へとつながり、地域の活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、歴史的風致に対する町民の意識改革が図られ、町民の町に対する愛着や誇りが育まれることを期待する。これにより、祭り行事等の地域行事への積極的な参加につながり、次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

本町を代表するこの二つの重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民等のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては本町の歴史・文化を活かしたまちづくりを強く推進することが可能となる。

(1) 都市計画法

本計画における「英彦山区域」と「添田本町等区域」の二つの重点区域は、都市計画区域内に含まれており、都市計画区域マスタープランにおいて、英彦山区域は「緑とレクリエーションの拠点」として、添田本町等区域は「田園集落ゾーン」として位置づけられている。

[illegible]

図 都市計画区域と重点区域

（２）景観法

本町の山間地域は英彦山をはじめとする豊かな自然に囲まれた集落景観、麓の添田駅周辺は中低層の市街地景観が形成されており、引き続きこれらの景観を維持していく。

特に、重点区域として設定されている英彦山区域や添田本町等区域は、脈々と受け継がれてきた固有の景観を後世に継承していくため、歴史・文化を尊重した景観形成を図ることが求められる。

そのため、景観行政団体へ移行するとともに、景観法に基づく景観計画の策定を計画期間内に検討する。

英彦山区域においては、社殿や宿坊、往時の旅館建築等の歴史的建築物、石段・石垣・石塔等の伝統的建造物、宿坊等にある樹木、その背景の山林が一体となることで歴史的風致を感じる景観を形成していることから、これらの構成要素を維持するとともに、新たな建築物や建造物等を建築する際は、これらの歴史・文化を尊重したものとなるよう誘導を図る。

添田本町等区域では、日田道沿いの町割りに伝統様式の建築物が建ち並ぶことで歴史的風致を感じる景観を形成していることから、これらの構成要素を維持するとともに、新たな建築物や建造物等を建築する際は、伝統様式もしくは伝統様式を尊重したものとなるよう、景観の誘導を図る。

(3) 屋外広告物法

本町における屋外広告物の規制は、福岡県屋外広告物条例によって規制されており、その許可等の事務手続きを本町が担っている。

福岡県屋外広告物条例では、「禁止地域」と「許可地域」の二つの地域区分がされている他、屋外広告物の表示が禁止される「禁止物件」、表示することができない「禁止広告物」、表示することができる「広告物の規格」が定められ、規制がされている。

重点区域内においては、下表に示す規制がされている。これにより、重点区域内の屋外広告物が規制され、歴史的風致を構成する環境の保全を担っており、今後も福岡県と協議を行いながら、適正な維持管理に努める。

表 福岡県屋外広告物条例の規制内容と重点区域

		英彦山区域	添田本町等区域
地域区分	禁止地域 (条例第4条第1項)	古墳及び墓地	古墳及び墓地
	許可地域 (条例第5条)	次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 ・文化財保護法により指定された国指定の史跡、名勝天然記念物の地域 ・国又は地方公共団体の管理する公園、緑地及び運動場 ・官公署及び学校の敷地内	次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 ・国又は地方公共団体の管理する公園、緑地及び運動場 ・官公署及び学校の敷地内 ・知事が指定する県道八女香春線のうち添田町の区間の両側 500m 以内の地域
物件区分	禁止物件 (条例第4条第2項)	次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 ○広告物を表示してはならない物件（抜粋） ・橋、トンネル、高架構造物及び分離帯 ・街路樹、路傍樹及び保存樹 ・信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー ・電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト 他 ○立看板、はり紙、はり札等を表示してはならない物件 ・街路灯柱、電柱、その他これらに類するもの	
	禁止広告物 (条例第6条)	次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。 ・著しく汚れ、退色し、又は塗装等がはく離したもの ・著しく破損し、又は老朽化したもの ・倒壊又は落下のおそれがあるもの ・信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの ・道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの	
	広告物の規格 (条例第9条)	次に掲げる広告物又は掲出物件について、知事がある表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について規格を設けたときは、その規格によらなければならない。（ここでは、規格の内容は省略） ・広告塔 ・広告板 ・建築物の壁面を利用するもの ・電柱類を利用するもの ・立看板 ・はり紙、はり札その他これに類するもの ・建物から突出する形式のもの ・自動車の外壁を利用するもの	

(4) 自然公園法

自然公園法に基づく国定公園として、本町の南部に位置する英彦山周辺一帯が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、その区域内は特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に区分されている。当公園は、自然公園法に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣により指定されており、その環境は、対象区域内における工作物の新築や木材の伐採等の行為を行う場合、許可の対象とすることで保全が図られている（次頁表参照）。

本計画の重点区域である「英彦山区域」は、全ての範囲が国定公園の区域と重複している。これにより、重点区域内の風景地が保全され、歴史的風致を構成する環境の保全を担っており、今後も福岡県と協議を行いながら、適正な維持管理に努める。

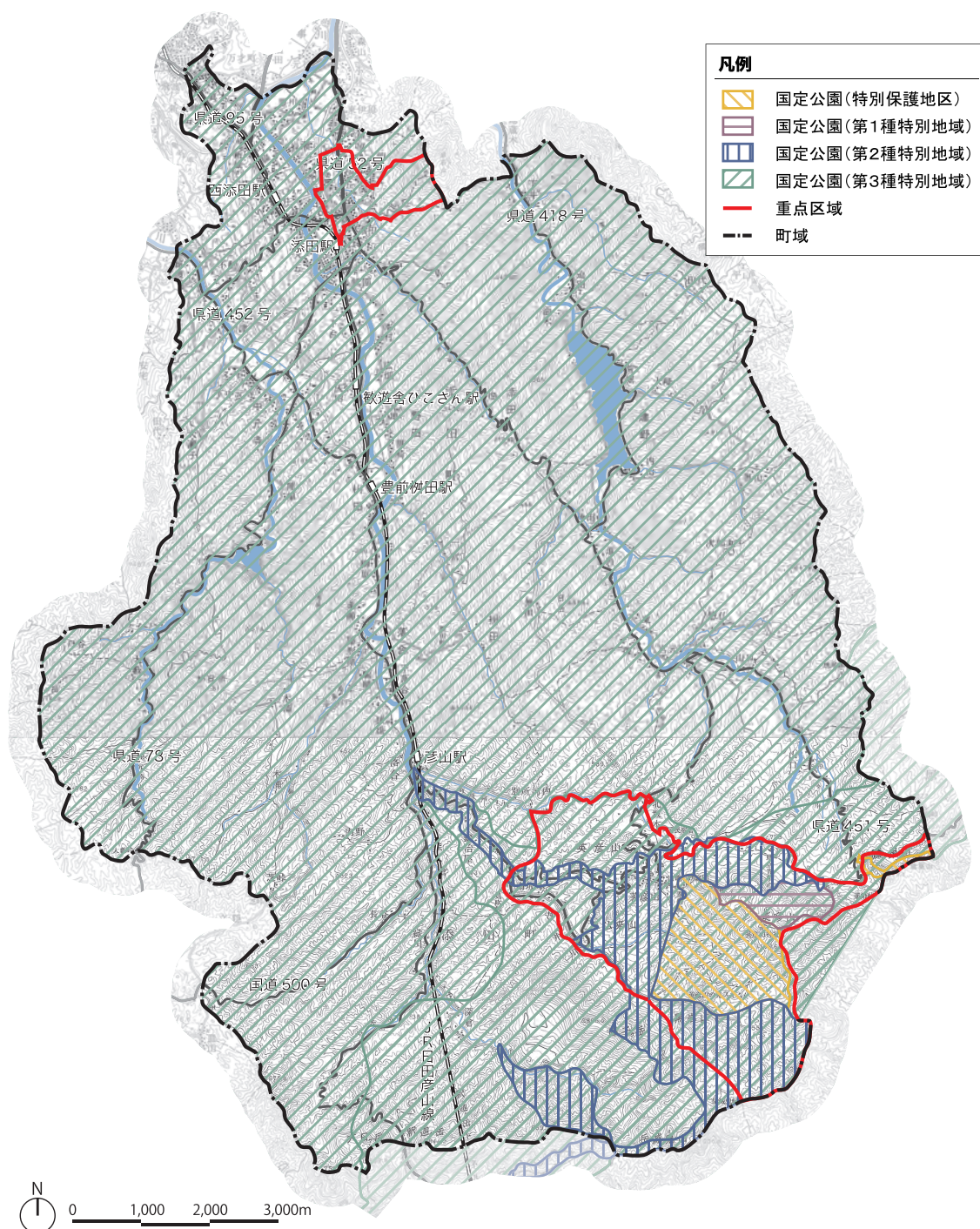


図 重点区域と国定公園

表 地域区分と行為規制

地域区分	説明	行為規制
特別保護地区	特に嚴重に景観の保護を図る必要のある地区	許可制 学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみ許可している。
第1種特別地域	特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区に準じた扱い。
第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	許可制 林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可している。 地形、水利上他には設置できないダム、水力発電所については、各種の条件を付して許可することがある。
第3種特別地域	通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様。
普通地	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む）	事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる。

表 許可申請・届出を要する各種行為一覧（●：許可 ▲：届出）

行為の種類	国立・国定公園		
	特別保護地区 法第21条第3項	特別地域 法第20条第3項	普通地域 法第33条第1項
工作物の新築、改築、増築	●	●	▲ (大規模な)
木竹の伐採	●	●	
指定地域での木竹の損傷		●	
鉱物や土石の採取	●	●	▲
河川、湖沼の水位・水量の増減	●	●	▲ (特別地域内の)
指定湖沼への汚水の排出等	●	●	
広告物の設置・表示	●	●	▲
屋外での指定物の集積・貯蔵		●	
水面の埋立等	●	●	▲
土地の形状変更	●	●	▲
指定植物の採取等		●	
指定地域での指定植物の植栽・播種		●	
指定動物の捕獲等		●	
指定区域での指定動物の放出		●	
屋根、壁面等の色彩の変更	●	●	
指定する区域への立入	●	●	
指定区域での車馬等の乗り入れ		●	
政令で定める行為	●	●	
木竹の損傷	●		
木竹の植栽	●		
動物の放出（家畜の放牧を含む）	●		
物の集積又は貯蔵	●		
火入れ、たき火	●		
木竹以外の植物の採取等	●		
木竹以外の植物の植栽・植物の播種	●		
動物の捕獲等	●		
馬車等の乗り入れ	●		
地域指定拡張の際の既着手行為	▲ 法第21条第8項 事後（3月以内）	▲ 法第20条第6項 事後（3月以内）	
非常災害のための応急措置	▲ 法第21条第7項 事後（14日以内）	▲ 法第20条第7項 事後（14日以内）	
木竹の植栽、家畜の放牧（許可行為は除く）		▲ 法第20条第8項	

（５）森林法

本町の保安林は、本町の南部の山々や岩石城周辺等が指定されている。保安林は、森林法に基づき、水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定されており、その環境は、対象区域内における立木の伐採や土地の形質の変更等の行為を行う場合、許可の対象となることで保全が図られている。

本計画の重点区域における「英彦山区域」は、多くの範囲が保安林として指定され、また「添田区域」は、岩石城の麓の斜面林が保安林として指定されている。これにより、重点区域内の森林が保全され、歴史的風致を構成する環境の保全を担っており、今後も保安林としての機能を生かしながら、適切な間伐等の維持管理の推進により、森林環境の保全に努める。

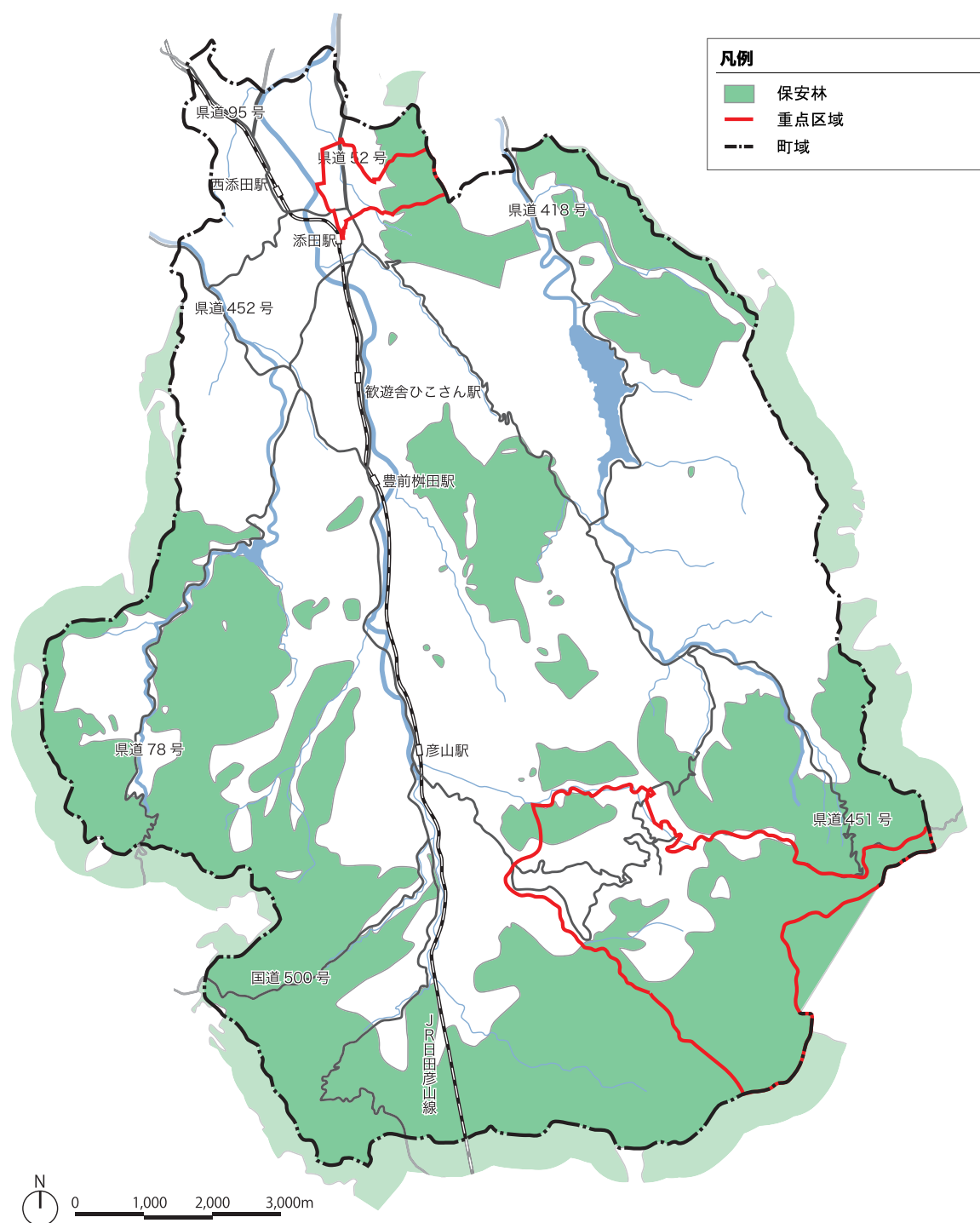


図 保安林区域と重点区域

